

住宅確保要配慮者専用賃貸住宅改修事業及び人生 100 年時代を支える住まい環境整備モデル事業  
における居住の安定確保等に関する調査事業

令和 6 年 10 月 22 日

国土交通省住宅局長 楠田 幹人

次のとおり、スマートウェルネス住宅等推進事業（調査事業）を実施する者の募集について公示します。

1. 事業概要

（1）事業名

住宅確保要配慮者専用賃貸住宅改修事業及び人生 100 年時代を支える住まい環境整備モデル事業における居住の安定確保等に関する調査事業

（2）事業目的

本事業は、過年度に実施された住宅確保要配慮者専用賃貸住宅改修事業及び人生 100 年時代を支える住まい環境整備モデル事業で整備された住宅等に対し、入居者の居住実態調査等を実施することで、これらの事業の適切な運営に関する調査検討を行うことを目的とする。

（3）事業内容

- 過年度に実施された住宅確保要配慮者専用賃貸住宅改修事業に係る下記の事業
  - ア 居住状況の実態調査、データ管理
  - イ 事業の実施状況の徴収、補助要件の確認
  - ウ 個別の補助対象財産の処分、各種変更（建築主変更、目的外使用、計画変更、休止・廃止等）手続き
- 過年度に実施された人生 100 年時代を支える住まい環境整備モデル事業及びスマートウェルネス住宅等推進モデル事業、高齢者・障害者・子育て世帯居住安定化推進事業に係る下記の事業
  - ア 補助要件の確認
  - イ 個別の補助対象財産の処分、各種変更（建築主変更、目的外使用、計画変更、休止・廃止等）手続き

（4）事業期間

令和 6 年 11 月上旬～令和 7 年 3 月 31 日

2. 対象事業者の要件

（1）公平性及び中立性に関する要件

- 知り得た情報の秘密の保持を厳守すること。成果を活用したコンサルティング活動を行わないこと。
- 業務によって得た情報により新たな営利を得る者ではないこと。

(2) 技術能力に関する要件

- 住宅確保要配慮者専用賃貸住宅改修事業及び人生 100 年時代を支える住まい環境整備モデル事業に関する知見を有すること。
- その他、事業を的確に遂行する体制を有すること。

(3) 経理その他の事務に係る的確な管理体制及び処理能力に関する要件

- 経理その他の事務について、的確な管理体制及び処理能力を有すること。

3. 手続等

(1) 担当部局等

- ①担当部局 国土交通省 住宅局 安心居住推進課 荒川
- ②住 所 〒100-8918 東京都千代田区霞ヶ関 2-1-3
- ③電 話 03-5253-8111 (内線 39856)
- ④電子メール hqt-anshin-kyojyu02@gxb.mlit.go.jp

(2) 説明書の交付期間、場所及び方法

- ①期 間 令和 6 年 1 0 月 2 2 日 (火) から令和 6 年 1 1 月 5 日 (火)
- ②方 法 電子媒体で交付

説明書の交付を希望する場合は、予め (1) の担当まで事前連絡を行うこと

(3) 申込書の提出期限、場所及び方法

- ①期 限 令和 6 年 1 1 月 5 日 (火) 18 時 00 分まで
- ②方 法 電送 (電子メール)。

なお、提出時は、以下の規定によることとし、その到着を確認すること。

- ・提出形式は、PDF とする。なお、担当部局が、他の形式による提出を求めた場合は、その形式とする。
- ・ファイル総量は極力 1 0 メガバイト以内とすること

4. その他

- (1) 手続きにおいて使用する言語は日本語とし、通貨は日本国通貨、単位は日本の標準時及び計量法に限る。
- (2) 関連情報を入手するための照会窓口 3. (1) に同じ
- (3) 申込書の作成及び提出に係る費用は、提出者側の負担とする。
- (4) 提出された申込書は、当該申込者に無断で 2 次的な使用は行わない。
- (5) 申込書に虚偽の記載を行った場合は、当該申込書を無効にするとともに、申込者に対して、補助事業者の資格の取消を行うことがある。
- (6) 採用された申込書は、「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」(平成 11 年 5 月 14 日法律第 42 号) により、行政機関が取得した文書について、開示請求者からの開示請求があった場合は、当該企業等の権利や競争上の地位等を害するおそれがないものについては、開示対象となる場合がある。なお、採用されなかった申込書は、原則破棄するため、返却を希望する場合は、申込書を提出する際にその旨を申し出ること。
- (7) 詳細は説明書によるため、申込にあたっては必ず担当者より説明書を受領すること。